

◎五十六番（宗方 保君） 県民連合の宗方保であります。通告に従い、会派を代表して質問をさせていただきます。

東日本大震災、原発事故から八年六カ月を迎え、本年四月にはJヴィレッジの全面再開、大熊町役場の地元開庁など復興が着実に進んでおります。一方、いまだに四万人を超える方々が避難生活を余儀なくされるなど、本県の復興は道半ばであり、多くの課題を抱えています。

また、地方創生への取り組みでは、インバウンドなど交流人口の拡大が見られ、県産農産物の輸出量も伸びるなど、これまでの取り組みの成果が着実にあらわれつつあります。

しかしながら、人口減少は厳しさを増しており、今後策定される新たな総合計画では、人口ビジョンの目標が達成されるよう、より実行性のある計画となるよう取り組まなければなりません。

さまざまな問題を抱える本県の県づくりを進めるためには、幾ら立派な計画を策定しても、県民一人一人が自分事として、あすへの具体的な行動へ移すということが出来る計画とすることが重要であります。

そのため、県が目指すべき目標をわかりやすく県民に伝えながら、県民とともに復興・創生を進めていく必要があります。その結果、地域の住民が主役となり、みずから考え、主体的に行動することが持続的な地域の発展にも大きく寄与するものと期待するものであります。

そこで、新たな総合計画は、県民の主体的な行動を促す計画とすべきと思いますが、知事の考えをお伺いいたします。

一方、総合計画において課題となる人口減少対策とまちづくりについてであります。全国的に人口減少、東京一極集中が進む中、本県においても人口減少に歯どめがかからない状況にあります。私の地元の須賀川市でも空き地や空き家が目立つようになってきております。今ここで手を打つ必

要があると思います。

地域の活力を維持していくため、住民が主体となり、例えば利便性のよい駅前空き地を整理する、あるいは空き家の改修をし、都市部からの移住を促すといった地域づくりの取り組みに対し、県が支援することも有効ではないかと考えるわけであります。

そこで、県は、人口減少が進む中、住民主体の地域づくりをどのように支援していくのかお尋ねします。

また、かつては合併前の中心地であり、現在でも支所などがあり、生活の拠点となっている地区は人口減少が著しい状況にあります。これらの地区においては、これまでまちのにぎわいを支えてきた商店などには後継者もおらず、まちの維持存続は限界を迎えつつあることから、早急に居住者を転入させるなど対策をとる必要があるものと考えています。

このような地区は通勤などに便利であるため、市町村が歩いて楽しく、潤いのある魅力的なまちづくりを進めることで居住者をふやすことにつながることから、県としてもこうした取り組みを積極的に支援すべきと考えております。

そこで、市町村が支所などのある生活拠点となっている地区で行うまちの再整備について、県はどのように支援していくのかお尋ねいたします。

次に、東京オリンピック・パラリンピックについてであります。  
いよいよ東京オリンピック・パラリンピックの開幕まで一年を切りました。日本国内はもとより、世界中に興奮と感動を呼び起こし、多くの人々の記憶に残るすばらしい大会となることが期待されます。

今大会は、東日本大震災からの復興五輪という開催理念のもと、本県では聖火リレーのグラウンドスタートの地にJヴィレッジが選ばれるとともに、野球・ソフトボール競技が開催されます。本県においては、国内外からい

ただいた御支援に対する感謝や復興の姿を発信する絶好の機会になるものと考えております。

さて、今から五十五年前、一九六四年の東京オリンピックでは須賀川市出身であるマラソンの円谷幸吉選手、郡山市出身である重量挙げの大内仁選手が銅メダルに輝きました。当時多くの県民がテレビやラジオにくぎづけとなり、その活躍に大いに沸き、子供たちは夢と希望を抱きました。その光景は、今でも多くの県民の心に深く刻まれております。

二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックにおいても、子供たちを初め多くの県民の関心を高めながら、県全体の盛り上がりにつながる取り組みを進めていくことが重要であると考えております。

そこで、知事は東京オリンピック・パラリンピックへ向けた機運醸成にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

また、円谷幸吉選手の地元である須賀川市においては、一九六四年東京オリンピックの聖火リレーが通過した際、沿道を赤いサルビアの花で飾ったサルビアの道を復活させようと、地元の子供たちがサルビアの苗を鉢に植え、市内のメイン通りを彩る取り組みを行うなど、地域の有志が協力して、聖火リレーを地域住民全体で盛り上げようとしておるところであります。

聖火リレーは、オリンピックへの関心と期待を呼び起こす役割を担っているとともに、多くの住民が参加できる貴重なイベントでもあります。県や組織委員会だけではなく、多くの市町村や住民にかかわってもらいながら準備を進めていく必要があると考えております。

そこで、東京オリンピック聖火リレーについて、市町村と連携しながら取り組んでいくべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

次に、福島第二原発の廃炉についてであります。

去る七月三十一日に、東京電力が福島第二原発の廃炉を正式に決定しました。東京電力は、第二原発の敷地内で使用済み燃料を乾式貯蔵方式により保管する方針を示しましたが、東京電力の社長が知事に約束をしたとおり、この保管はあくまでも一時的なものであり、県外への搬出が確実に実行されることが大前提であります。

八月八日には知事と楢葉町長、富岡町長が国に対して第二原発の廃炉に関する緊急要望を行ったところではありますが、第二原発の廃炉が第一原発と同様に国の責任において確実に行われるよう、今後も強く求めていく必要があるものと考えます。

そこで、福島第二原発の廃炉に向けた知事の考えをお尋ねいたします。

次に、復興・創生期間後の対応についてであります。

本県の復興への道のりは他県とは状況が異なり、地震、津波、原子力事故による複合災害からの復興と急激な人口減少という問題を抱えております。

そのため、復興・創生期間後も復興庁と同等の体制を維持し、本県への支援継続を求めていくことが必要であると考えております。

また、復興・創生期間も残すところ一年半となり、本県の復興を着実なものとするためには、今後も巨額の事業費が必要となることから、国に対し、引き続き十分な復興財源の確保を強く求めていくことが重要だと考えております。

そこで、県は復興・創生期間後の体制や財源の確保について、国にどのような求めていくのかお尋ねをいたします。

次に、福島イノベーション・コースト構想についてであります。

福島イノベーション・コースト構想の実現に向け、拠点の整備が着実に進んできております。中でも来春全面開所を予定している福島ロボットテストフィールドにおいては、研究棟に入居する企業が一次募集で予定を超過

る九社が決まり、空飛ぶクルマを初め多種多様な研究開発が進められることとなるなど、企業や研究機関の進出の動きが見られるようになってきております。

また、農林水産業の分野においても、農業法人によるスマート農業を取り入れた大規模な営農再開やICT技術を活用した畜産経営の取り組みなどが始まっており、構想の成果が徐々に広がりを見せております。

そこで、県は福島イノベーション・コースト構想の推進に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、避難地域の復興と避難者の生活再建についてであります。

避難地域の復興は、目に見える形で着実に進んでいる一方で、避難指示が解除された時期の違いなどにより、帰還が比較的進んでいるところと、まだこれからというところがあるのが現状であります。震災から八年が経過し、ふるさとに戻るかどうか、それぞれの置かれた状況で悩んでいる住民の方も多いと考えております。

そこで、県は避難地域の生活環境整備にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

また、いまだ四万人を超える方々が避難生活を続けております。引き続き応急仮設住宅に住んでいる方や、復興公営住宅などへ転居され、生活環境が変わった方など、避難者を取り巻く状況が複雑化、多様化しております。こうしたことから、住宅を初め生活、就労、健康など避難者一人一人が抱える課題を丁寧な把握し、関係機関が力を合わせながら生活再建に向けて支援していくことが重要だと考えます。

そこで、県は避難者の生活再建にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、教育旅行の回復についてであります。

本県の観光客数は、震災前の九八・五％まで回復し、外国人宿泊者数が過去最高を記録するなど、本県の観光復興に向けた進展が見られる一方、教育旅行については平成二十九年度の入り込み数が震災前の六八・五％となっており、依然として厳しい状況が続いています。

教育旅行は、行き先が固定される傾向が強く、保護者全員の同意や理解が必要であり、一般の観光客を呼び込むのに比べ、対策の効果があらわれるまで相当の時間がかかると聞いております。

そこで、県は教育旅行の回復にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、福島空港の利活用についてであります。

福島空港国際線につきましては、震災以降厳しい状況が続いておりましたが、二年前、知事のトップセールスにより始まったベトナム連続チャーター便がことしの秋からも運航が予定され、また台湾定期チャーター便も毎週運航されるなど、ようやく国際線ロビーにもぎわいが戻ってきたところであります。

また、東京オリンピック・パラリンピックにより、日本、そして福島に注目が集まることから、国際チャーター便を積極的に誘致し、その運航実績を積み上げながら、航空会社への営業活動を展開し、定期路線を一つでも多く実現していくことが、福島県の将来を見据えたとき、極めて重要であると私は考えております。

そこで、県は国際チャーター便の誘致にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、県産農産物の輸入規制についてであります。

海外に目を向けますと、いまだに多くの国、地域において、本県産農林水産物に対する輸入規制が継続されております。そのような中、去る六月に

はコンゴ民主共和国による本県産を含む日本産食品の輸入規制が全て撤廃されたほか、七月にはアラブ首長国連邦による本県産食品の輸入規制が緩和されるなど、明るい兆しも徐々に見えていくところでもあります。

そこで、県は農林水産物の輸入規制を継続している国や地域の規制緩和にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、県産果物の輸出拡大についてであります。

ことしもフルーツ王国ふくしまを代表する果物である桃が東南アジア地域に輸出され、それぞれの国で数多くの皆様にみずみずしい上品な甘さを味わっていただいております。

震災後、県産農産物の輸出量がわずか数トンまで減少したことを思えば、桃を初めとした県産農産物の輸出量が二年続けて震災前を上回った昨今の状況は喜ばしい限りであります。

私は、風評からの脱却には県産農産物、特に本県の特産である果物を中心として、今後とも一層の輸出拡大を図っていく必要があると考えております。

そこで、県は県産果物のさらなる輸出拡大にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、会計年度任用職員制度の導入についてであります。

各地方自治体で働く臨時・非常勤職員については、適正な任用や勤務条件の確保などを目的とする法律改正を受け、来年四月から会計年度任用職員が導入されることとなり、本県での制度導入についての条例案が今議会で示されております。

制度上、会計年度任用職員には新たに一時金の支給が可能ともされており、臨時・非常勤職員の待遇が少しでも改善されることは、消費を促す効果も期待できるのではないのでしょうか。県を初めとする地方行政の重要な担い

手となっている臨時・非常勤職員にとって、会計年度任用職員が導入されることは大きな制度変更でもあり、県には制度導入時に県の業務に混乱が生じないようにすることが求められています。

そこで、県は会計年度任用職員制度の導入にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、中高年のひきこもり対策についてであります。

中高年のひきこもりが問題となっております。ことし三月に発表された内閣府の調査では、ふだんは家にいるが、自分の趣味のときだけ外出するなど、広い意味でのひきこもりを含め、四十歳から六十四歳の推計で六十一万人のひきこもりの方がいるとされております。

ひきこもりになったきっかけは、退職したこと、あるいは人間関係がうまくいかなかったこと、職場になじめなかったことなどが多く、就職氷河期で正規雇用の働き口が得られなかったことが原因とも言われております。長期化、高齢化するとともに、生活困窮状況はさらに深刻になることから、このまま自己責任として放置することはできないものと考えます。

そこで、県は中高年のひきこもり対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、幼児教育・保育の無償化に伴う保育の質の確保についてであります。十月一日から幼児教育・保育の無償化が開始され、子育て世帯における経済的負担の軽減が図られます。しかしながら、一方で無償化されることで保育の申し込みが増加し、それにより待機児童の増加や認可保育所などだけではなく、認可外保育施設についても無償化の対象となることから、保育サービスの質の低下が懸念されるところであります。

今後県民が安心して子供を預け働くことができるようにするためには、認可外の施設を含め、保育の質を確保していくことが重要であります。



そこで、県は認可外保育施設における保育の質の確保にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、小規模事業者の事業承継の支援についてであります。

県内の小規模事業者は、人口減少に伴う人手不足や需要の低迷、また社会のグローバル化やIT化など経営課題も多様化するなど、大変厳しい経営環境に置かれております。

このような中、小売業や飲食業の皆様からは、今後も事業を続けていくか、子供に後を継がせようか、悩む声が多く聞かれます。小規模事業者は、古くから地域に根差し、経済の中心となって地域の活性化に大きく貢献していることは誰もが認めているところであります。

小規模事業者の役割はそれだけではありません。私は、以前菓子店の皆様に、「お菓子はまちの文化です」と、こういう話をさせていただいたことがあります。小さなお店一つでも地元経済に貢献するのみならず、地域の伝統や文化、偉人を伝えるというような役割を果たしていることを無視してはいけないと考えています。

事業承継は、休廃業による地元企業の経営資源や雇用の場の喪失を防ぐとともに、小規模事業者の発展と本県の地方創生の取り組みを進める上で喫緊の課題であると言われておりますが、地元企業が担ってきた伝統と文化を次世代につないでいくという意味でも重要な課題ではないでしょうか。

そこで、県は小規模事業者の事業承継の支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、小規模農家における持続可能な農業政策についてであります。

地域の持続的発展に向けて、大規模な水田農業経営体の育成は必要な施策であります。本県農業経営体の多くは小規模の家族経営が占め、高齢化も急激に進んでいます。

こうした小規模農家は、これまで各地域でさまざまな農業を営み、農業・農村の多面的機能の発揮に大きく貢献しているほか、販売額が伸びている道の駅や農産物直売所では、小規模農家が生産した多品種少量生産の野菜や果物、農産加工品などが出荷され、地域経済の活性化に大きく寄与しているところ です。

規模拡大を優先する農業政策においては、小規模農家が果たす役割が重要視されず、離農あるいは経営が縮小してしまうことが懸念されます。

このため、小規模農家の経営安定が図られるよう支援すべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

次に、県立高等学校改革についてであります。

県教育委員会は、急速に進行する少子化に加え、震災及び原子力災害からの復興など、本県の教育を取り巻くさまざまな状況の変化に対応するため、県立高等学校改革前期実施計画を策定しております。

前期実施計画における再編整備については、各地域において県立高等学校改革懇談会が開催され、県教育委員会が示した統合等の方針についても説明しているところではありますが、特に統合に反対意見の多い地域にあっては、改革懇談会等における意見を十分に整理するなど丁寧な対応が必要であると思えます。

そこで、県教育委員会は、県立高等学校改革における高校の統合について、地域の理解をどのように促進していくのかお尋ねをいたします。

次に、県立特別支援学校の教員の確保についてであります。

これは、障がいのある児童生徒一人一人の状態や特性、心身の発達の段階に応じた指導を行うための知識と技能などが必要になってまいりますので、産休や育休、病休、あるいは補充者も必要なことから、教員の不足が懸念されます。

県教育委員会は、県立特別支援学校の教員確保にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、あおり運転対策についてであります。

あおり運転対策について、県警察の考えをお尋ねいたします。

これで代表質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

◎議長（吉田栄光君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）宗方議員の御質問にお答えいたします。

新たな総合計画についてであります。

震災と原発事故から八年半が経過いたしました。私は、常に現場主義を心の真ん中に置き、全ての市町村に足を運び、多くの方々の思いを伺い、受けとめながら、総合計画、ふくしま新生プランに掲げた「夢・希望・笑顔に満ちた」新生ふくしまの実現に取り組んでまいりました。

令和二年度は総合計画の総仕上げ、復興・創生期間が満了する節目を迎えますが、復興の新たなステージにおける取り組みの進化が必要であると考えております。

七月に開催した総合計画審議会において、「危機意識を希望に変えるため、さまざまな挑戦を進化させなければならぬ。進化した挑戦があつてこそ、福島ならではの未来が開ける」との思いを皆さんにお伝えしました。

新しい総合計画は、住民ニーズにきめ細かく光を当てて、より一層県民が主役となり、夢や県づくりに対して積極的な挑戦を促し、福島の未来を切り開く礎となる長期的展望に立った羅針盤であります。そのため、策定過程に市町村長との意見交換や地域懇談会はもとより、子供から大人まで多くの県民に参加していただく対話型ワークショップの手法などを取り入れ、総合計画への関心や当事者意識を高めながら、本県に思いを寄せる多くの

方々も含め、連携、共働できる計画を策定し、それぞれの県民が豊かさや幸せを実感できる持続可能な県づくりを目指してまいります。

次に、東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成についてであります。

七月に開催した一年前イベントでは、王貞治さんとソフトボール女子日本代表をお招きし、オリンピックに向けた意気込みや福島への熱い思いを伺いました。

子供たちを初め県民の皆さんが真剣なまなざしで耳を傾ける姿を見て、オリンピックやスポーツが持つ人々に勇気や希望を与える力を改めて実感するとともに、私自身しっかりと開催準備を進めていかなければならないとの思いを新たにしました。

私は、東京大会を心に残るすばらしい大会にするための重要なポイントの一つが参加であると考えております。多くの県民の皆さんにみずから参加いただくことで、より笑顔と力のこもった応援となり、大会の盛り上がりにつながります。聖火ランナーや都市ボランティアには、県内外から多くの皆さんに御応募いただき、直接オリンピックに参加したいという気持ちのあらわれとともに、関心の高まりを感じております。

来月には三百日前イベントや県内各地で競技体験イベントを開催し、オリンピック、パラリンピックと触れ合う機会を設けるなど、市町村や関係団体とより一層連携を深めながら、県民参加の取り組みを通じ、県全体のさらなる機運の醸成に取り組んでまいります。

次に、福島第二原発の廃炉についてであります。

七月三十一日、東京電力が福島第二原発の廃炉を正式に決定し、知事就任以来繰り返し求めてきた県内原発の全基廃炉に向けて大切な一歩となりました。

一方で、廃炉の完了までには長い期間が必要となります。福島第二原発の廃炉に当たっては、安全かつ着実に作業を進めていくこと、使用済み燃料の全量を県外に搬出すること、地域の復興に影響が生じないようにすること、さらには地元企業の参画や雇用の創出など地域の産業振興に資する廃炉の推進も重要であります。

先月八日には、これら四項目について、原子力政策を推進してきた国の責任において措置を講じるよう、立地町である檜葉町長、富岡町長とともに世耕経済産業大臣に対し緊急要望を行い、大臣からは「要望についてはしつかり受けとめる。福島第二原発の安全かつ着実な廃炉、そして福島の復興に向けて地元の皆さんと丁寧なコミュニケーションをとりながら取り組んでいく」との回答があったところであります。

引き続き、国及び東京電力に対し、安全かつ着実な廃炉を進めるよう強く求めるとともに、住民が安心して生活することができる廃炉監視体制の整備や安全確保協定の締結、本県の復興に資する廃炉関連産業の集積にも取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては関係部長等から答弁させていただきますので、御了承願います。

（総務部長佐藤宏隆君登壇）

◎総務部長（佐藤宏隆君）お答えいたします。

会計年度任用職員制度につきましては、地方公務員法及び地方自治法の改正の趣旨を踏まえ、臨時・非常勤職員の任用を適正化することを目的に制度設計を進めてまいりました。

同制度においては、一定の要件のもと期末手当の支給が可能になるなど大きな変更となることから、今後広く丁寧な周知等に努め、令和二年四月からの円滑な導入に向け、しつかり取り組んでまいります。

(企画調整部長佐竹 浩君登壇)

◎企画調整部長(佐竹 浩君)お答えいたします。

住民主体の地域づくりにつきましては、地域の持つ個性、強みを生かし、地域を応援してくださる方々と共働しながら、地域の魅力をより高めていくことが重要であります。

そのため、市町村と連携し、地域創生総合支援事業による地域づくり活動の実践や集落等の再生計画策定への支援に加え、地方創生推進交付金の採択支援、さらには地域おこし協力隊や復興支援員制度を通じた地域産業の担い手育成など、住民主体の地域づくりを積極的に支援してまいります。

次に、復興・創生期間後の体制や財源の確保につきましては、震災と原発事故から八年半が経過した今、避難地域の復興再生、被災者の生活再建、風評・風化対策、産業、なりわいの再生など、本県特有の問題が山積していることから、先月の福島復興再生協議会においても、知事から令和三年度以降も安心感を持って復興に取り組めるよう、復興庁の後継組織における専任大臣の設置と総合調整機能の発揮、十分かつ安定的な財源確保等について訴えたところであります。

引き続き、国が前面に立って、福島の復興に最後まで責任を果たすよう、あらゆる機会を捉え、国に求めてまいります。

次に、福島イノベーション・コースト構想につきましては、産学官連携により浜通り地域等の産業基盤の再構築を目指し、廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産分野の研究開発拠点の整備を進めてまいりました。

本構想の主眼である新しい産業分野への地元企業の参入を促進し、魅力的な雇用を創出していくためには、先端分野の技術力向上と技術開発の実用化が不可欠であることから、実証研究等の誘導と事業化に向けた支援、全国の大学等有する復興に役立つ知見の集積、さらには復興庁が主導して

いる国際教育研究拠点の整備や人材育成のあり方の検討に参画しながら、本構想の具体化を積極的に進めてまいります。

（保健福祉部長戸田光昭君登壇）

◎保健福祉部長（戸田光昭君）お答えいたします。

中高年のひきこもり対策につきましては、精神保健福祉士等の専門職員を配置したひきこもり支援センターにおいて本人や家族からの相談に対応するとともに、各保健福祉事務所でひきこもり家族教室の開催や訪問などの支援に取り組んでいるほか、民生委員を対象とする研修において、今年度より新たにひきこもりに対する支援を加えるなど、適切な機関に円滑につながるようなことができるよう努めているところです。

また、中高年層において深刻な課題となる経済的な困窮対策についても、生活自立サポートセンターにおいて、就労や生活再建のプランをハローワーク等と協力して策定するなど、自立に向けた支援に当たっており、今後とも市町村や関係機関と連携しながら、中高年のひきこもり対策にしっかりと取り組んでまいります。

（商工労働部長金成孝典君登壇）

◎商工労働部長（金成孝典君）お答えいたします。

小規模事業者の事業承継につきましては、商工団体や金融機関などの支援機関と協力し、個別訪問による診断やセミナー開催などにより、事業者の気づきを喚起してまいりました。

今年度は、さらに事業承継の取り組みを一層前に進めるため、後継者の認識を深めるセミナーの開催や、地域に密着した商工会等による承継計画策定から実施までの伴走型支援、個々の課題解決に適した専門家派遣など、小規模事業者の実情に寄り添った支援に取り組んでまいります。

（農林水産部長松崎浩司君登壇）

◎農林水産部長（松崎浩司君）お答えいたします。

県産農林水産物の輸入規制につきましては、多くの国と地域で規制緩和が進んでおりますが、震災前に主要な輸出先であった香港など、いまだ二十の国と地域で規制が残っており、日本政府に対し規制解除の働きかけを継続して行うよう強く要請しております。

県といたしましては、知事と外国政府要人との会談やセミナーの開催、海外メディア招聘などの取り組みを進め、県産農林水産物の品質の高さと安全・安心に関する正確な情報発信を行い、国と連携しながら輸入規制解除に向けて粘り強く取り組んでまいります。

次に、小規模農家につきましては、トマトやキュウリなど本県の主要な園芸作物の担い手として農業生産を支えているほか、直売所出荷を目的として多彩な農産物や特産品の生産を行うなど、農村地域の活性化に大きな役割を担っていると考えております。

そのため、育苗ハウスを活用した園芸品目の導入、実証技術を活用した省力化や高品質、多収栽培の導入などにより、収益性の向上に努めるほか、地域資源を活用した地域産業六次化の展開や集落営農組織の設立など、地域特性に応じた効果的な対策を推進し、小規模農家が将来にわたり持続的に安定した経営ができるよう、きめ細かな支援に努めてまいります。

（土木部長猪股慶藏君登壇）

◎土木部長（猪股慶藏君）お答えいたします。

市町村が生活拠点となっている地区で行うまちの再整備につきましては、歴史や文化など地区の特色を生かし、人々の交流に利用できる空間やまちを歩きやすくする道路を整備するなど、魅力ある住みやすいまちづくりが重要であると考えております。

このため、地域の課題に柔軟に対応できる都市再生整備計画事業などを市



町村が活用することにより、まちの再整備が地方創生につながるよう、技術的助言などきめ細かな支援を行ってまいります。

（避難地域復興局長安齋浩記君登壇）

◎避難地域復興局長（安齋浩記君）お答えいたします。

避難地域の生活環境整備につきましては、この春大熊町大川原地区において、役場の地元での再開や災害公営住宅への入居が開始したほか、ふたば未来学園中学校の開校、浪江町の商業施設の開設、県道いわき浪江線が全線通行可能となるなど着実に進んできております。

今後とも国、市町村等と連携し、医療、介護や子育て、教育環境の整備、産業、なりわいの再生や雇用の確保、新産業の創出など、住民の帰還に向けた生活環境の整備に全力で取り組んでまいります。

次に、避難者の生活再建につきましては、復興支援員等による戸別訪問や全国各地に設置した生活再建支援拠点での相談対応、地域情報紙の発行等による情報提供、新たな住まいへの移行支援、心のケアなど、個別化、複雑化している避難者の個々の事情に応じながらきめ細かな支援を行っております。また、他の自治体等との協力が重要であることから、受け入れ都道府県に対し、継続した支援を依頼しているところであり、今後とも関係機関との連携を十分に図りながら、避難者の生活再建に向けてしっかりと取り組んでまいります。

（文化スポーツ局長野地 誠君登壇）

◎文化スポーツ局長（野地 誠君）お答えいたします。

東京オリンピック聖火リレーにつきましては、復興に向けて挑戦を続ける本県の姿や福島の魅力を国内外に広く発信できる絶好の機会であることから、準備に当たっては市町村とともに進めていくことが重要であると考えております。

このため、沿道等での応援や盛り上げはもとより、リレーが通過する市町村と近隣市町村が連携し、地域の魅力を発信する取り組みを支援するなど、福島未来を担う子供たちに夢と希望を与え、多くの地域、多くの住民がかかわることができる聖火リレーとなるよう、市町村と連携しながら、しっかりと取り組んでまいります。

(こども未来局長佐々木秀三君登壇)

◎こども未来局長(佐々木秀三君) 答えいたします。

認可外保育施設における保育の質の確保につきましては、施設職員に対する保育技術向上のための研修や保育中の事故を防止するための安全対策研修を実施しているほか、児童の健康や衛生管理の費用を補助し、保育環境の改善を図っております。

無償化に向けては、これまで隔年で実施していた指導監査の立入調査を毎年実施するとともに、その結果をホームページで公表し、全ての保育施設で保育の質が確保されるよう努めてまいります。

(観光交流局長宮村安治君登壇)

◎観光交流局長(宮村安治君) 答えいたします。

教育旅行の回復につきましては、全国各地の学校等を訪問する誘致キャラバンやPTAの全国大会等で本県の復興状況や教育旅行の適地であることを粘り強く発信し、昨年度は震災直後の四倍近くまで来県者数が増加いたしました。本県独自のプログラムであるホープツーリズムのモニター校が次年度以降もツアーを継続しているように、学校から評価が得られた教育旅行は、繰り返し来県いただくことが期待できます。

ホープツーリズム構築の過程で培った手法の活用を検討するなど、教育旅行プログラムのさらなる質の向上を図りながら、関係者一丸となってその魅力を発信し、全国の学校関係者の理解と評価の獲得に力を注いでまいります。

ます。

次に、国際チャーター便の誘致につきましては、昨年度は台湾、ベトナムの連続チャーター便などにより、計百四十六便が運航され、過去最多だった平成十九年度に次ぐ便数となりました。

今年度は、台湾の定期チャーター便と三年目となるベトナム連続チャーター便の利用促進に努めるとともに、本県へのインバウンドの増加が著しいタイや、震災前は本県との人的、経済的交流が盛んだった香港からのチャーター便の誘致に取り組んでいるところであり、こうした取り組みを通して、福島空港の活性化はもとより、交流人口の拡大や風評の払拭、そして本県の復興を推進してまいります。

次に、県産果物の輸出拡大につきましては、主に東南アジア地域を重点地域と定めて推進しており、今年度は県産桃のさらなる輸出促進を図るため、タイやマレーシアなどの事業者を初めて招請し、生産現場や検査体制の視察を通して理解を深めていただきました。

さらに、先月には井出副知事によるタイでのトップセールスを初め計四カ国でプロモーションを重ねてきた結果、ことしの桃の輸出量は前年を大きく上回る見込みとなっております。

今後は、これから旬を迎える梨や柿などの重点地域に向けた輸出に取り組むとともに、国と連携し、東アジア地域等に残る輸入規制の解除に努めるなど、輸出拡大に向けた取り組みを一層推進してまいります。

(教育長鈴木淳一君登壇)

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

県立高等学校改革における高校の統合につきましては、県立高等学校改革懇談会においていただいた御意見を真摯に受けとめながら、統合校それぞれに魅力ある学校づくりを進めていくことが重要であると考えております。

このため、生徒が地域で活動し、地域課題の解決に取り組む探求的な学びの導入や地元企業や自治体等と連携した、その地域ならではの学びの実践、学力の向上や個に応じたきめ細かな指導など、特色ある教育活動について具体的に検討を進め、引き続き懇談会で丁寧な説明しながら、地域の理解の促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、県立特別支援学校の教員につきましては、対象児童生徒数の増加に伴い、募集人数をふやしているところであり、さらに産休や育休、病休者等の補充にも対応する必要があることから、特別支援学校教諭の資格を有する志願者をふやす取り組みが、大切であると考えております。

このため、大学を訪問し、特別支援教育の魅力や教員のやりがいや学生に伝えるとともに、現在講師として働いている方々にも特別支援の教員免許の取得に向け、認定講習の受講を促すことにより、教員の確保に努めているところであります。

（警察本部長林 学君登壇）

◎警察本部長（林 学君）お答えいたします。

あおり運転の対策につきましては、車間距離不保持や追い越し方法違反などのあおり行為に対する取り締まりを強化しており、高速道路においては県警へりと連携した空陸一体の取り締まりを展開しております。

また、悪質、危険な運転行為に対しては、道路交通法違反のみならず、自動車運転死傷処罰法の危険運転致傷罪や刑法の脅迫罪を適用して検挙しており、あらゆる法令を駆使した厳正な捜査と速やかな行政処分を実施しております。さらに、各種講習会等においては、あおり運転の危険性や被害に遭った場合の対処方法等について広報啓発を行っております。

今後も悪質、危険な運転行為の根絶に向け、必要な諸対策を徹底してまいります。